(B)　照査責任者
・技術士（総合技術監理部門（建設―トンネル）若しくは、建設部門（トンネル））
・ＲＣＣＭ（トンネル部門）
・当該業務の関連分野の博士（工学）
・土木学会認定技術者［上級、１級］(トンネル・地下)

⑨　参加表明書の提出期限の日から入札参加者として選定された者を入札指名通知書により通知する日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

また、共同企業体の場合は、各構成員が参加表明書の提出期限の日から入札参加者として選定された者を入札指名通知書により通知する日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

⑩　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

１）各構成員が参加表明書の提出期限の日において当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

２）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

３）参加表明書の提出時に工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

４）標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書案を提出する場合、各構成員の出資比率が構成員数の均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑪　次に掲げる工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

１）「工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。
・日本シビックコンサルタント株式会社
・パシフィックコンサルタンツ株式会社
・日本工営株式会社
・中央開発株式会社
・株式会社ダイヤコンサルタント
・株式会社ニュージェック

２）「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、具体的に次のイ）又はロ）のいずれかに該当する者である。

イ）当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ロ）当該受注者の代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

⑫　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑬　不正行為等防止に係る誓約書を提出できる者であること

⑭　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ)　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ)　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ニ)　組合の理事

(ホ)　その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③　以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　参加表明書の提出　参加表明者は参加表明書において、説明書に示す仕様及び概略設計など標準図相当の図面、最低限の要求要件等に対して企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案を参加表明書において提案すること。提案のあった事項を次の評価項目ごとにあらかじめ定めた評価基準に基づき評価する。なお、評価基準及び評価項目の詳細は説明書による。

１）施工計画に関すること
２）安全・環境に関すること
３）品質に関すること

⑶　入札参加者を選定するための基準　工事契約事務処理要領（平成20年要領第41号）第13条に規定する工事請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該工事等における技術的適性」について、上記⑵における評価事項を勘案するものとする。なお、参加表明書において提案のあった事項が発注者の定める最低限の要求要件を満たさない当該提案を評価しない。

３　落札者の決定に関する事項

⑴　技術提案設計・技術的対話　技術提案設計とは、参加表明書において提案のあった企業の高度な技術力に係る事項に関する着眼点、留意点及び具体案を具現化した技術提案報告書を作成するものである。

技術的対話とは、技術提案設計を入札参加者が実施するにあたって発注者と行う対話であり、指名通知の日から技術提案書提出の前日までの間に複数回実施するものとする。

⑵　入札条件の通知　技術提案書の提出後、技術提案書の内容を踏まえ、入札参加者に対し図面、仕様書、単価表等（以下「設計図書等」という。）の入札条件を通知する。

⑶　落札者となるべき者の決定方法　入札参加者は、技術提案設計を経て作成した技術提案書による技術提案及び入札価格により契約の申込みを行い、発注者は、契約の申込みについて総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者となるべき者として決定する。